

法務省人間科学系体験プログラム

(法務教官・法務技官(心理))

募集要項

1 目的

本実習は、当省の業務を実際に体験することを通じて、法務行政への理解を深めてもらうことを目的とします。

2 実施時期

原則として、大学及び大学院の夏季休業期間及び春季休業期間において行います。

3 実習対象者

大学生又は大学院生

4 受入れ部署及び実習場所

「登録票」に記載のとおり。

5 実習生の受入れ

- (1) 実習を希望する学生は、「学生調査票」を、別途法務省ホームページ上で指定する期日までに、学生調査票入力フォーム (Microsoft Forms) により提出してください。
- (2) 募集締め切り後、実習先を所管する矯正管区が、おおむね1か月以内に受入れの可否に係る選考結果を応募学生に通知します。
- (3) 実習生は、「誓約書」(様式2) 並びに災害傷害保険及び賠償責任保険の加入証明書を矯正管区の指定する期日までに、矯正管区少年矯正部長宛てに提出します。

6 実習に係る費用負担及び事故への対応

- (1) 法務省は、実習生に対し、一切の実習に関する給与、手当等(交通費、滞在費、食費、保険料等)を支給しません。
- (2) 実習生は、実習期間中の事故等により、実習生が傷害を負った場合又は実習生が法務省若しくは法務省職員等に損害を与えた場合等に備え、災害傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入しなければなりません。

なお、上記保険の利用等に関する必要な手続は、実習生が行うものとします。

7 実習期間中における遵守事項等

- (1) 実習生は、実習に関して、指導担当者の指示に従うとともに、実習期間中は実習に専念していただきます。
- (2) 実習の欠務は、正当な事由がある場合以外はこれを認めない。実習生は、正当な事由により実習を欠務する場合は、事前に指導担当者に申し出てその指示に従っていただきます。やむを得ず事前の申出ができない場合は、事後、速やかに指導担当者に連絡しなければなりません。
- (3) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しませんが、国家公務員については、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等（国家公務員法第99条）に鑑み、これらに類する行為を行ってはなりません。
- (4) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分を保有しませんが、国家公務員については、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないとされていること（国家公務員法第100条）に鑑み、実習期間中に知ることのできた秘密を何人にも漏らしてはいけません。これは、実習期間終了後も同様です。
- (5) 法務省は、実習生が本要項に従わない場合その他実習を継続し難い事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができます。
- (6) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には事前に法務省の承認を得なければなりません。

8 実習中の賠償責任等

実習生は、実習期間中又は実習期間終了後において、本要項又は誓約書に反する行為により法務省又は法務省職員等に損害を与えた場合、当該損害に係る最終的な責任は、実習生が負うものとし、実習生が加入する保険により補償することとします。

9 個人情報 の 目的外使用の禁止

法務省は、実習生の個人情報の管理について万全を期し、実習生の個人情報を本人の同意なく第三者に提供しません。また、法務省は、実習生の個人情報を体験プログラム実施以外の目的には使用しません。

10 募集に関する全般的な問合せ先

法務省矯正局少年矯正課

03-3580-4111